明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・国土交通一）　一

〔告　示〕

○地方税法附則第十七条の二第一項の規定に基づく平成二十二年度又は平成二十三年度における土地の価格に関する修正基準を定める件（総務四二三）　二

○武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書へのアルジェリア民主人民共和国の加入に関する件（外務四三一）

○海洋養殖開発センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同四三二）

○国道一号線改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同四三三）　三

○コンポンチャム州メモット郡村落飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同四三四）

○米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定める件（農林水産一一一二）

○保安林の指定を解除する件（同一一一三）

○流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の一部を改正する告示（農林水産・経済産業・国土交通一）　四

○平成二十規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（経済産業二六三）

○商店街活性化事業の促進に関する基本方針（同二六四）

○小規模企業者等設備導入資金助成法第十二条第一項の規定に基づく都道府県の事業計画作成の基準の一部を改正する告示（同二六五）　五

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通九〇〇）　七

〔人事異動〕

内閣　法務省　外務省　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

紛失された外交官等身分証明票の無効について（外務省）　一〇

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

特殊法人等

企業年金基金変更関係

会社その他　二六

省　令

農林水産省
経済産業省令第一号
国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第三項第三号（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月十四日

農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「周辺の区域内」の下に「、商店街の区域内」を加え、同項第二号ロ中「自動搬送装置」を「自動搬送装置（商店街の区域内その他これに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地する上屋にあっては、搬送装置）」に改める。

第一条第四項中「第一項第五号及び第六号、第二項第一号及び第五号イ並びに前項第二号に該当するものであることとする。」を「次のとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号に規定する上屋以外の特定流通業務施設にあっては、第一項第五号及び第六号、第二項第一号及び第五号イ並びに前項第二号に該当するものであること。

二　貨物流通事業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業の用に供する上屋にあっては、第一項第五号及び第六号、第二項第五号イ並びに前項第一号及び第二号に該当するものであること。ただし、商店街の区域内その他これに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地する上屋にあっては、第二項第五号イに該当することを要しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。